

商用車の電動化促進事業（タクシー）に関するQ & A （補助金申請者用）

令和6年5月

公益財団法人日本自動車輸送技術協会（JATA）

【申請に関するもの】

問1：申請者はどのような事業者ですか。

答： 本事業の補助対象者はタクシー（ハイヤーを含む）を所有して事業を実施する者です。

問2：申請者は法人でなければいけないのでしょうか。

答： 申請者は法人でなくても、個人タクシーの方でも申請できます。

問3：購入した車両の所有者が自動車販売会社（以下「ディーラー」という。）ですが、補助金申請（または完了実績報告）はできますか。

答： ディーラーが車両を事業に使用しないにもかかわらず所有者となっている場合は、所有権留保を解除して所有者の変更（移転登録）をしたうえで、当該変更後の車両所有者が補助金申請または完了実績報告を行ってください。

車両購入後に申請する場合は、申請時に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

車両購入前に申請を行った場合は、交付決定後に車両を購入し、経費支出後に完了実績報告を行うこととなりますが、その際に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

問4：転リース取引は当該補助の対象となりますか。

答： 補助対象となります。ただし、中間会社の契約書のコピー、算定根拠明細書等転リース取引の取引関係を証する書類が必要です。

問5：転リースの際、中間会社のリース料金算定根拠明細書はどのように作成すれば良いですか。

答： JATAへお問合せ下さい。

問6：補助金が受けられる車両の種類を詳しく知りたいのですが、どうすれば良いですか。

答： 申請が受けられるタクシーは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をタクシーとして使用する車両になります。

また、今後購入する予定の事業者様は、当該自動車の販売店担当者等から車名、型式などをお聞きになって確認してください。なお、申請された車両と、実際に購入された車両が異なる場合などには、補助金が交付されませんのでご注意ください。

問7：既に購入している車両でも補助対象車両となりますか。

答： 補助対象車両のタクシーで、令和6年2月1日以降の購入（自動車検査証の初度登録年月日が令和6年2月1日以降）であれば申請可能です。

問8：申請者は、導入車両の自動車検査証の所有者又は使用者のどちらですか。

答： 申請者は、自動車検査証の所有者です。従いまして、リース車両の場合は、自動車検査証の所有者欄に記載されているリース事業者となります。

問10：値引き額や自治体等からの補助金は交付申請書（様式第1（その2））等に記載すべき「寄

付金、補助金その他の収入」に当たりますか。

答： 値引き額は、「寄付金、補助金その他の収入」には記入せず、値引いた後の購入額を同様式の「補助対象経費（補助対象車両価格）」欄に記載してください。

自治体等からの交付金は「寄付金、補助金その他の収入」に該当するため、同欄に記載してください。

問 1 1：導入車両の導入日を詳しく教えてください。また、通常申請の場合、納入予定日が令和 7 年 3 月 4 日以降の場合は申請できないのですか。

答： ○ 実績申請（導入車両を購入した後申請する場合）については、令和 6 年 2 月 1 日～令和 7 年 1 月 3 1 日までに購入した車両。

ただし、申請日は、J A T A が申請受付を公表した日～令和 7 年 1 月 3 1 日まで。

○ 通常申請（導入車両を購入する前に申請する場合）については、J A T A が申請受付を公表した日以降、申請をして J A T A の交付決定を受けた後（交付決定を受けた日）から令和 7 年 3 月 3 日までに購入した車両。

ただし、申請日は、J A T A が申請受付を公表した日～令和 7 年 1 月 3 1 日まで。なお、令和 7 年 3 月 3 日（最終日）に補助対象車両を購入（登録）した場合でも、令和 7 年 3 月 1 1 日までに完了実績報告をしなければなりませんのでお気を付け願います。

問 1 2：ホームページ掲載の補助対象車両一覧の「基準額」に補助率をかけた金額が補助金額なのでしょうか。

答： 基準額は、車両本体価格に補助率をかけた金額となります。従いまして、基準額＝補助金額となります。（他の補助金を使用した場合等を除く。）

【申請方法等】

問 1：申請窓口はどこですか。

答： J A T A の（商用車の電動化促進事業（タクシー））補助金執行グループが窓口となり、申請は J A T A 申請システム（URL：https://ataj-taxi/r5/）で申請していただきます。

問 2：申請書は持込みでも構いませんか。

答： 申請は、J A T A 申請システムでお願いします。

なお、やむを得ず J A T A 申請システムによる提出ができない場合には、J A T A 窓口（東京都新宿区四谷三丁目 2 番 5 「全日本トラック総合会館 8 階」）へ申請者が持込（持参）するか、郵便等、総務大臣の許可を受けた信書便で提出してください。

問 3：申請書類は何部作成する必要がありますか。

答： J A T A 申請システムによる申請の場合は、電子媒体での必要書類（オリジナルファイル）は消去せず保管してください。やむを得ず紙媒体の申請となってしまう場合には 2 部作成し、1 部（正本）を J A T A に提出、1 部を申請者控えとしてください。

なお、申請書等の提出書類（電子媒体を含む）は、不交付決定などの場合でも、返還いたしませんのでご了承ください。

問 4：申請書の添付書面について教えてください。

答： 補助金申請には、申請書の他各種の添付書面が必要です。必要書面に漏れがないように J A T A において、添付書面を申請者が確認できるように「提出書面一覧」を用意しています。申請前にこの一覧表で添付書面の存在をチェックして申請時に漏れないようにお願いします。

なお、申請時に不足書面があると、申請が受付できない場合がありますので、ご注意

願います。

問5：補助金申請をする場合、競争見積もりは必要ですか。

答： 交付規程第8条第1項第2号において、一般の競争に付さなければならないと規定されています。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。

問6：添付書面の見積書、請求書、領収書は指定の様式がありますか。

答： 指定様式はございません。各社の様式で結構ですが、見積書には、導入車両の型式、請求書及び領収書には導入車両の車台番号又は登録番号を記載していただく必要があります。また、各書面の宛先と申請者名が一致することはもとより、各書面の日付にもご注意ください。

問7：電子取引で領収証がでないものについてはどうするのですか。

答： 別途、申請用の領収証を作成して頂き、その写しを提出してください。なお、領収書の作成がどうしてもできない場合には支払者が申請者と、振込先が請求者とそれぞれ同一であることが確認できる振込記録等の写しを提出してください。

問8：手形処理で車両を購入した場合、領収証を発行されないが、銀行の手形処理の電子領収証で申請等することができますか。

答： 電子領収証もしくは通常（手形）の領収証を添付してください。

問9：登記事項証明書は、どの種の証明書を提出するのですか。

答： 登記事項証明書としては、現在事項全部証明書の写し（コピー）を提出してください。なお、初回申請時（発行後3ヶ月以内のもの）のみ提出。
※初回申請時以降、内容等が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。

問10：地方公共団体など登記を要しない法人が申請する場合は、登記事項証明書などが必要ですか。

答： 登記事項証明書の添付は必要ありません。なお、都道府県・市町村・特別区・一部事務組合・広域連合以外の登記を要しない法人の場合は、認可等の成立に要する法的文書の一部を求める場合があります。詳細はお問い合わせください。

問11：申請者を確認できる書類として、個人事業者は、「住民票の写し又は自動車免許証の写し」を添付することとなっていますが、パスポートの写しではだめですか。

答： 交付規程において、個人の確認書類としては「住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの）または免許証の写し」のみと規定しているため、パスポートの写しは認められません。

問12：自動車購入契約書（納入予定日を明記しているもの）はどのようなものですか。

答： 様式第1で申請する場合（申請して交付決定後に車両を購入する場合）には自動車販売会社と申請者（購入者）が購入契約をした契約書の写しの提出が必要です。なお、契約書の提出が難しい場合、注文書あるいは発注書の写しの提出に代えることも可とします。また、契約書には、所定の記載内容のほか、導入車両の納入予定日（新車新規登録の予定日）を明記してください。この場合、納入予定日は令和7年3月3日以前であることが必要です。

問13：リースの場合、導入車両の見積書の宛先が、リース会社でなく導入車両を使用する貸渡

先の事業者宛てとなっているケースがありますが、見積書としての添付書類に認められますか。

答： 申請者はリース会社であることから、リース会社宛ての見積書が必要です。

問 1 4：導入車両のリース期間を2年間として、残りは再リースとするようなリース契約は可能ですか。

答： 補助事業者は、導入車両（取得財産）について、法令で定める財産処分制限期間を経過するまで、処分できないこととなっています。タクシーの財産処分制限期間は、小型車（総排気量 2L 以下）は 3 年、大型車（総排気量 3L 以上）は 5 年、その他（総排気量 2L 超え 3L 未満）は 4 年となっています。リース契約は、この財産処分の制限期間を超える期間で契約を結ぶ必要があります。

問 1 5：既に補助対象車両を購入した後に申請を行う場合（実績申請）、申請から補助金が交付されるまでの大まかな期間を教えてください。

答： 既に車両を購入後に申請を行う場合は、様式第 1 の 2 交付申請書兼完了実績報告書の添付書類として、購入から支払いまでの書類（見積書、請求書、領収書、精算払請求書等）を提出していただきます。

J A T A としましては、交付申請書兼完了実績報告書を受け取った日から 30 日程度で審査を終了し、申請者に様式第 3 の 2 交付決定通知書兼交付額確定通知書を送付いたします。

その後、精算払請求書に従って銀行等に補助金を振込むこととなります。従って、書類の差し替えなど申請書等提出書類に問題が無ければ、申請から補助金の支払いまではおおよそ 40 日程度と思われます。

また、「公募要領 8：申請受付日の留意事項」に記載のように、予算額の残額が 2 割程度に達した場合等、申請数が多数の場合は、申請受付から交付決定までの期間が長くなることもあり得ます。

問 1 6：補助金申請後に補助対象車両を購入する場合（通常申請）、車両購入前の申請から補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。

答： 車両を購入する前に補助金申請を行う場合は、書類に問題が無ければ、様式第 1 の申請書提出から約 30 日以内で J A T A の審査を終了し、様式第 3 の交付決定通知書を送付します。導入車両を購入後、完了実績報告書（様式第 10）及び添付書類（請求書、領収書等）を提出していただき、J A T A において審査後、様式第 1 2 の交付額確定通知書を送付します。

その後、交付額確定通知に記載された確定額について様式第 1 3 の精算払請求書を提出いただき、当該請求に応じて補助金を支払うこととなります。

なお、この場合、交付決定前に車両を購入すると、補助金は交付されませんので十分に気を付けてください。

問 1 7：車両購入前の交付申請の場合（通常申請）では、交付決定前に車両を購入すると補助金が交付されないのはなぜですか。

答： 交付申請書（交付規程様式第 1）を提出している場合は、J A T A からの交付決定通知書を受領後に車両を購入しないと補助金が交付されません。

なお、交付申請手続きの流れにつきましては、当協会ホームページの「わかる！申請ガイド」をご覧ください。

問 1 8：リース事業者による申請の場合、補助金額を一括で車両購入業者に支払ってよろしいでしょうか。

答： リース事業者による申請の場合、リース料金から補助額の減額のみを認めています。一括

で補助金を支払うことは認められません。

問 19：リース会社の交付申請で、補助対象車両を4月に購入して契約済みの場合、リース契約及びリース料金算定根拠明細書の記載はどのように行えばよいのでしょうか。

答： 交付申請時点でのリース料金の受け取り残額に、補助金を充当した状況で再度積算し直し、変更契約書明細書を作成してください。

問 20：リース料金算定根拠明細書は、説明会資料の様式と同一の内容が記載されていれば、様式は任意でよろしいでしょうか。

答： 必要事項が記載されていれば、任意様式で結構です。

問 21：様式第1（交付申請書）の「2.補助対象経費」とは様式第1（その2）中のどの金額を記載するのですか。

答： 様式第1（その2）の「(3) 補助対象経費支出予定額」の金額を記載してください。
また、複数台数の車両について1件の交付申請書により申請する場合は、それらの台数の合計の金額を記載してください。

問 22：申請書類の事前確認はしていただけるのでしょうか。

答： 提出予定申請書類をメール等で送って頂ければ事前確認は行いますのでご相談ください。

【その他】

問 1：国の他の補助金と併用できないとなっておりますが、デジタルタコグラフを国の補助金で導入して取り付けした車両には、本補助金は申請できますか。

答： デジタルタコグラフやASV装置等車両に搭載される機器・装置は、補助対象が異なるため併用が可能で申請できます。

問 2：補助金を受けた車両が事故を起こして使用できなくなった場合、補助金の返還が必要ですか。

答： 補助金を受けて購入した車両が、財産処分の制限期間内に事故を起こして廃車などにする場合、過失の程度に関係なく、財産処分の承認手続きを行っていただいた上で、補助金を返還していただく必要があります。※制限期間内に財産処分を行う前に必ずJATAに相談してください。

問 3：リース事業者が申請した補助対象車両を使用する事業者が事業を継続できなくなった場合は、補助金の返還は必要ですか。

答： 財産処分の制限期間内に事業者が事業を継続できなくなった場合は、財産処分の承認手続きを行っていただいた上で、補助金を申請したリース事業者が補助金を返還しなくてはなりません。

詳細につきましては別途JATAに相談してください。事業中止により、車両の所有者または使用者が変更される前に財産処分の承認手続きを終了させる必要がありますので、ご相談は早めにお問い合わせください。

問 4：JATAから送られてきた環境省補助事業である旨を示すステッカーは、どこに貼付すればよいのでしょうか。

答： 特に規定はありません。見やすい箇所に貼付してください。
なお、前面ガラス及び側面ガラスには貼付しないでください。

問5：事業報告書はいつまでに提出するのですか。

答： 事業報告は、電気自動車等の導入によってCO2を削減した量を把握するため、導入自動車の走行距離数を報告していただくものです。令和6年度分については年度終了後の令和7年4月30日までに、また、令和7年度分は令和8年4月30日までに環境大臣あてに提出が必要です。

問6：補助対象車両の使用の本拠地が変更になった場合、事業報告書の登録番号と申請時の登録番号が相違することが予想されますが、問題ありませんか。

答： 一つの事業者が複数の補助対象車両を使用する地域がある場合などは、そのような事例が考えられますが、自動車検査証の所有者及び使用者が変更にならなければ問題ありません。
なお、混乱を避けるため、事業報告書等の提出の際にご相談下さい。

問7：事業完了日とは、いつのことを指すのですか。

答： 補助対象車両の自動車検査証における初度登録年月日となります。

問8：交付規程第8条第1項十三号に記載されている「補助事業者は、十一号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。」とはどういうことですか。

答： 「J-クレジット制度」とは、温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度で、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボンオフセットとして取引することができます。本補助制度で導入した補助対象車両でJ-クレジットの認証を受たり、補助対象車両により削減される二酸化炭素量をJ-クレジットの対象にしてはならないという規定です。

問9：利益等排除とはどういうことですか。

答： 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/recycle/info/ondanka/kobo-s1.html>) を参照してください。

また、リース契約に基づく申請についても、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除の対象となります。

問10：補助対象事業者は国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している必要がありますが、どんな目標でしょうか。

答： 2030年度における保有のタクシー等車両の非化石エネルギー自動車の使用割合は8%を目標とします。導入計画に従い、提出してください。

なお、リース契約の場合、貸渡し先の事業者の導入計画を記載してください。

【充電設備関係】

問： 充電設備への補助はないのでしょうか。

答： 商用車の電動化促進事業（タクシー）では、充電設備への補助は行っておりませんが、商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）で充電設備の補助を行っておりますのでご利用ください。

なお、令和5年度当初予算で既に交付決定を受けたタクシー等車両についても充電設備の申請が出来ます。